

ベストフィルスーパーカードローン

令和元年 10 月 1 日現在

1. 商 品 名	ベストフィルスーパーカードローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ・ 満 25 歳以上満 65 歳未満の方（最終弁済時の年齢が 68 歳未満） ・ 勤続年数が 3 年以上の給与所得者の方 ・ 営業年数が 5 年以上の自営業者の方 ・ 前年の年収（税込）が 300 万円以上の方
3. ご融資資金の用途	・ ご自由（ただし事業資金は除きます）
4. ご 融 資 金 額	・ 100 万円以上 1,000 万円以下（単位は 10 万円きざみ）
5. ご 融 資 期 間	・ 3 年（利用状況および、不動産担保評価等により 3 年毎更新可能）
6. ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれか低い額をご融資の限度額とします （1）お客様の前年年収（税込） （2）（不動産担保の有効担保価格－他のご融資への担保充当額）×（10／11）
7. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利（当金庫が定める短期プライムレートを基準とする） ・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます（付利単位 1 円） なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します
8. 利 息 の 計 算 方 法	・ 毎日の最終残高について付利単位 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
9. ご 返 済 方 法	・ 当金庫の A T M で、随時ご返済できます
10. 保 証 人 及 び 担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人は原則として不要 ただし、担保提供人がある場合は、担保提供人を物上保証人とします ・ 担保は不動産で担保権は根抵当権扱いとします
11. 手 数 料	・ 不動産担保事務取扱手数料 1 件 22,000 円（消費税込）が必要です

ベストフィルスーパーカードローン

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のご融資利率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。